

昭和二十九年農林省令第五十五号

競馬法施行規則

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第十
六条及び第二十五条の規定に基き、並びに同法を
実施するため、競馬法施行規則を次のように定め
る。

目次

第一章 中央競馬（第一条～第二十八条）
第二章 地方競馬（第二十九条～第五十四条）
第三章 給付金（第五十四条の二～第五十四条
の四）
第四章 特定事業収支改善措置に係る還付（第
五十四条の五一～第五十四条の八）
第五章 雜則（第五十五条～第六十四条）

附則 第一章 中央競馬

（競馬場）
第一条 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八
号。以下「法」という。）第二条の農林水産省
令で定める競馬場は、札幌、函館、福島、新
潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉と
する。

（競馬の開催）

第二条 法第三条の農林水産省令で定める範囲
は、次のとおりとする。ただし、中央競馬とし
て一年間に開催できる開催日数の合計は、二百
八十八日（天災地変その他日本中央競馬会（以
下「競馬会」という。）の責めに帰すことので
きない理由により開催日において予定された一
日の競走回数の二分の一以上の競走を実施する
ことができないときは、二百八十八日に当該開
催日の日数を加えた日数）を超えることができ
ない。

一年間開催回数（毎年一月一日から十二月三
十日までに開催される回数をいう。以下この
条において同じ。）については、三十六回

二、競馬場当たりの年間開催回数について
は、五回（他の競馬場において、天災地変、
競馬場の改修その他他やむを得ない事由によ
り、一競馬場において年間五回開催すること
ができるときは、五回にその開催すること
ができるない回数を加えた回数）

三、一回の開催日数については、十二日（天災
地変その他競馬会の責めに帰すことのできな
い理由により開催日において予定された一日
の競走回数の二分の一以上の競走を実施する
ことができないときは、十二日に当該開催日
の日数を加えた日数）

四 一日の競走回数については、十二回

法第三条の農林水産省令で定める日取りは、
次の各号のいずれかに該当する日取りとする。
一 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律
（昭和二十三年法律第百五十八号）に規定す
る休日、一月五日から同月七日まで又は十二
月二十八日のいずれかの日からなる日取り

二、前号の日取りによって定めた開催日を天災
地変その他競馬会の責めに帰すことのできな
い理由により同号の日取り以外の日取りに変
更するときは、変更後の開催日が月曜日、火
曜日又は金曜日（当該開催日の属する回の次
の回の競馬の開催の前日までの間に限る。）
である場合（同号の日取りによって定めた開
催日が十二月二十八日である場合にあつて
は、変更後の開催日がその翌日又は翌々日で
ある場合）に限り変更後の日取り

（競馬の実施に関する事務の委託）
第三条 競馬法施行令（昭和二十三年政令第一百
四十二条。以下「令」という。）第四条第二項
の農林水産省令で定める私人は、次のとおりと
する。

精神の機能の障害により競馬の実施に関す
る事務を適正に行うに当たつて必要な認知、
判断及び意思疎通を適切に行うことことができ
ない者並びに破産者で復権を得ない者

二、禁錮以上の刑に処せられた者

三、法、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律
第二百五号）、自転車競技法（昭和二十三年
法律第二百九号）、小型自動車競走法（昭和
二十五年法律第二百八号）又はモーターボー
ト競走法（昭和二十六年法律第二百四十二
号）の規定に違反して罰金の刑に処せられ
た者

四、令第十条第一項第四号（令第十七条の四に
おいて準用する場合を含む。以下同じ。）の
規定により競馬会、都道府県又は指定市町村
が行う競馬に関与することを禁止され、又は
停止されている者

五、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為そ
の他の罪に当たる違法な行為で暴力團員によ
る不当な行為の防止等に関する法律施行規則

（平成三年国家公安委員会規則第四号）第一
条各号に掲げるものを行うおそれがあると認
めるに足りる相当な理由がある者

六、中央競馬に關係する馬主、調教師、騎手及
び競走馬の飼養又は調教を補助する者

七 前各号に定めるもののほか、競馬の公正を
害するおそれがあると認めるに足りる相当な
理由がある者

八、法人でその役員（いかなる名称によるかを
問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有
する者を含む。以下同じ。）のうちに前各号
のいずれかに該当する者のあるもの

九、第五号に該当する者が出資、融資、取引そ
の他の関係を通じてその事業活動に支配的な
影響力を有する者

第三条の二 競馬会は、法第四条の規定により競
馬の実施に関する事務を委託したときは、遅滞
なく、当該委託に係る委託契約書の写しを添え
て、その旨を農林水産大臣に届け出なければな
らない。

（入場料）

第四条 法第五条の農林水産省令で定める者は、
次のとおりとする。

一、国会議員

二、競馬に關係する政府職員

三、競馬会の役員及び職員

四、法第四条の規定により委託を受けて競馬の
実施に関する事務を行う都道府県、市町村又
は一部事務組合等（地方自治法（昭和二十二
年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の
一部事務組合又は広域連合をいう。第三十一
条第一項第四号において同じ。）の職員であ
つて当該委託を受けた事務に關係するもの

五、中央競馬に係る馬主の登録を受けている者
事する者その他の者であつて競馬会の規約で
定めるもの

六、中央競馬に關係する調教師、騎手及び競走
馬の飼養又は調教を補助する者

七、競馬に関し学識経験を有する者、中央競馬
に關係する報道関係者、中央競馬の事務に從
事する者その他の者であつて競馬会の規約で
定めるもの

八、法第五条の農林水産省令で定める額は、百円
とする。

（電磁的記録）

第五条 法第六条第三項の農林水産省令で定める
記録は、磁気ディスク（これに準ずる方法によ
り一定の事項を確実に記録しておくことができる
物を含む。）をもつて調製するファイルに記
録されたものとする。

（海外競馬の競走についての勝馬投票券の発売
に係る認可の申請）

第六条 中央競馬に關係する馬主、調教師、騎手及
び競走馬の飼養又は調教を補助する者

七、單勝式勝馬投票法においては、第一着と
なった馬を勝馬とする。

八、複勝式勝馬投票法においては、勝馬投票券發
売開始の時に、出走すべき馬が五頭以上七頭以

うとする海外競馬の競走について、次に掲げる
事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出し
なければならない。

一、当該競走の名称及び日時並びに当該競走が
実施される国又は地域及び競馬場の名称
馬投票法の種類をいう。第七条第八項、第五
十四条の二第一号及び第二号並びに第五十四
条の三第一項において同じ。）

三、勝馬投票券の発売方法

前項の申請書には、同項に規定する競走を実
施する者その他の当該競走に関する映像につ
て権利を有する者との間における当該映像の提
供に係る契約書の写しを添付しなければなら
ない。

（勝馬投票法の種類）

第六条 法第七条の農林水産省令で定める勝馬投
票法は、連勝單式勝馬投票法及び連勝複式勝馬
投票法とする。

法第七条の農林水産省令で定める種別は、次
の各号に掲げる勝馬投票法の区分に応じそれぞ
れ当該各号に掲げるものとする。

一、連勝單式勝馬投票法

イ、杵番号二連勝單式勝馬投票法

二、連勝複式勝馬投票法

イ、杵番号二連勝複式勝馬投票法

三、重勝式勝馬投票法

イ、杵番号二連勝單式勝馬投票法

二、重勝單式勝馬投票法

三、重勝單式勝馬投票法

四、重勝複式勝馬投票法

五、重勝單勝式勝馬投票法

六、重勝複式勝馬投票法

七、重勝單勝式勝馬投票法

げる事項を記載した申請書を競馬会に提出して行わなければならない。

一 個人である申請者

イ 住所

ハ 生年月日

二 法人である申請者

イ 住所

ハ 氏名

ロ 名称

ハ 代表者の住所、氏名及び生年月日

三 法人格なき組合（次条第一項第三号、第十

五条第十二号及び第十三号、第十七条第一号

及び第五号並びに第十八条第四号、第六号及

び第八号において「組合」という。）である

申請者

イ 事務所の住所

ロ 名称

ハ 組合員の住所、氏名及び生年月日

ニ 代表者の氏名

三 前項の申請書には、競馬会の規約で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第十四条 競馬会は、前条の登録の申請があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる事項を馬主登録簿に登録しなければならない。

一 個人

イ 前条第一項第一号に掲げる事項

ロ 登録番号

ハ 登録年月日

二 法人

イ 前条第一項第二号に掲げる事項

ロ 前号ロ及びハに掲げる事項

ハ 登録年月日

三 組合

イ 前条第一項第三号に掲げる事項

ロ 第一号ロ及びハに掲げる事項

ハ 登録年月日

四 競馬会は、前項の規定による登録をしたとき

は、遅滞なくその旨を申請者に通知し、馬主登録証を交付するものとする。

（登録の拒否）

第十五条 競馬会は、馬主登録の申請者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

二 前項の届出は、競馬会の規約で定める書類を添付して行わなければならない。

（報告の徴収等）

第十六条 馬主登録を受けている者は、第十四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を競馬会に届け出なければならない。

（登録簿の記載事項の変更）

第十七条 競馬会は、馬主登録を受けている者があるものと認めたときは、馬主登録簿の記載事項を変更する。

二 前項の届出は、競馬会の規約で定める書類を添付して行わなければならない。

（馬主登録の届出）

第十八条 競馬会は、馬主登録を受けている者があるものと認めたときは、馬主登録簿の記載事項を変更する。

二 不正の手段により馬主登録を受けたことが判明したとき。

三 馬主登録証を他人に利用させ、偽造し、又は変造したとき。

四 自己の所有しない馬（その者が組合である場合は、組合財産でない馬）につき自己の名義で出走させたとき。

五 前条第三号及び第四号並びに前各号に定めあるもののほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由があること

が判明したとき。

六 正当な理由がなく馬主登録を受けた日から一年以内に法第十四条の規定による登録を受けた馬（以下この号において「登録馬」といふ。）を所有しないとき又は登録馬を所有しなくなつてから一年以上経過したとき（その者が組合である場合には、正当な理由がなく

録を受けている者に対し、報告又は必要な書類の提出を求めることができる。

（登録の取消し）

第十九条 競馬会は、馬主登録を受けている者が馬主登録を取り消さなければならない。

一 死亡したことが判明したとき（その者が法

人又は組合である場合には解散したことが判

明したとき。）。

二 登録の抹消を申請したとき。

三 第十五条第一号から第四号まで、第六号か

ら第八号まで又は第十二号の規定のいずれかに該当することとなつたとき。

四 法人でその役員のうちに第十五条第一号から第四号まで又は第六号から第八号までの規定のいずれかに該当することとなつたとき。

五 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条各号に掲げるものを行ふおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

六 競馬会の経営委員会の委員

七 法人であつてその役員のうちに第十五条第一号、第九号又は第十号の規定のいずれかに該当する者があることとなつたとき。

八 組合であつてその組合員のうちに第十五条第一号、第九号又は第十号の規定のいずれかに該当する者があることとなつたとき。

九 第十六条第一項の届出を怠つたとき。

十 第十六条の二の規定による報告又は書類の提出をめられ、報告をせず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類を提出したとき。

（登録の抹消）

第二十条 法第十六条第一項の免許は、調教師にあつては、次条の規定による調教師の免許試験に合格した者に對して行い、騎手にあつては、令第五条の競走の種類ごとに、次条の規定によつては、その登録を取り消すことができる。

（調教師又は騎手の免許試験）

第二十一条 調教師又は騎手の免許試験は、それぞれ競馬会が毎年、二回以内行うものとする。

ただし、外国において馬の調教師又は騎乗に関し免許を受けている者のために臨時に臨時に行うことができる。

（調教師又は騎手の免許試験）

第二十二条 法第十六条第一項の免許は、令第五条の競走の種類ごとに行うものとする。

（調教師又は騎手の免許試験）

第二十三条 競馬会は、調教師又は騎手の免許試験（第一項の免許試験に定めにより臨時に行うものを除く。）を行おうとするときは、試験を行う場所及び日時、受験手続その他試験に関する細目を定め、試験の期日の二十日前までに、これを公示しなければならない。

（調教師の免許試験）

第二十四条 調教師の免許試験については二十八歳以上の者、騎手の免許試験については十六歳以上の者でなければ、それぞれその免許試験を受けることができない。ただし、外国において馬の調教

に関し免許を受けている二十八歳未満の者であつて競馬会が適当と認めるものは、この限りで

ない。

（調教師の免許試験）

第二十五条 競馬会は、馬主登録を受けた日から一年以内に登録馬を組合財産としないとき又は登録馬を組合財産としなくなつてから一年以上経過したとき。

（馬主登録を受けた日から一年以上経過したとき）

第二十六条 競馬会は、競馬の公正な実施を確

保するため必要があると認めるときは、馬主登

て準用する法第七条」と、第七条第六項中「付録第三から付録第五までのいずれか」(農林水産大臣が指定する中央競馬の競馬場における競走について)は、「付録第一二」とあるのは、「付録第一から付録第五までのいずれか」と、同条第八項中「勝馬投票法の種類」とあるのは、「勝馬投票法の種類(法第二十二条において準用する法第七条に規定する勝馬投票法の種類をいう。)」と、第八条第一項中「中央競馬の競走(競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。)」とあるのは、「地方競馬の競走」と、「競馬会の規約」とあるのは、「都道府県又は指定市町村の競馬の実施に関する規程」と、同条第二項中「競馬会」とあるのは、「都道府県又は指定市町村」と読み替えるものとする。

第九条の規定は、地方競馬に係る払戻金の算出方法等について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「競馬会」とあるのは、「都道府県又は指定市町村」と、同項中「法第八条第一項」とあるのは、「法第二十二条において準用する法第八条第一項」と読み替えるものとする。

第十条から第十二条までの規定は、地方競馬に係る指定重勝式勝馬投票法について準用す

る。この場合において、第十条中「法第九条第一項」とあるのは、「法第二十二条において準用する法第九条第一項」と、第十一项中「法第九

条第二項」とあるのは、「法第二十二条において準用する法第九条第二項」と、「競馬会の規約で」とあるのは、「農林水産大臣が別に」と、第十二项中「第七条第五項」とあるのは、「法第二十二条において準用する法第九条第三項及び第五項」と、同条第二項中「法第九条第一項及び第三項」とあるのは、「法第二十二条において準用する法第九条第一項及び第三項」と、「競馬会」とあるのは、「都道府県又は指定市町村」と読み替えるものとする。

第十三条から第二十六条までの規定は、地方競馬の馬主の登録並びに調教師及び騎手の免許について準用する。この場合において、これら

の規定(第十五条第三号及び第四号、第二十一

条第五項並びに第二十二条第三号及び第四号を除く。)中「競馬会」とあるのは、「協会」と、第十三条第一項中「法第十三条第一項」とあるのは、「法第二十二条において準用する法第十三

条第一項」と、同条第二項中「規約」とあるの

は「業務方法書」と、第十五条第六号中「経営委員会」とあるのは、「運営委員会」と、同条第

七号中「役員及び職員」とあるのは、「役員及び

職員並びに地方競馬に関する都道府県又は指

定市町村の職員」と、同条第八号及び第十二号

中「中央競馬」とあるのは、「地方競馬」と、第

十六条第二項中「規約」とあるのは、「業務方法書」と、第十八条第六号中「法第十四条」とあ

るは、「法第二十二条において準用する法第十

四条」と、第二十条中「法第六条第一項」とあ

るは、「法第二十二条において準用する法第

十六条第一項」と、「令第五条」とあるのは、「

令第十七条」と、「第二十一条第一項中「毎年、

二回以内」とあるのは、「毎事業年度、五回以

内」と、同条第二項中「令第五条」とあるのは、「令第十七条」と、同条第五項ただし書中「中

央競馬の調教師若しくは騎手の免許を受けい

る者若しくは受けたことのある者」(国営競馬

(日本中央競馬会法附則第十二項の規定により

改正される前の法第一条第二項に規定する国営

競馬をいう。)の調教師若しくは騎手の免許を

受けたことのある者」とあるのは、「地方競馬の

調教師若しくは騎手の免許を受けている者若し

くは受けたことのある者」と、第二十二条第六

号中「経営委員会」とあるのは、「運営委員会」と、同条第七号中「役員及び職員」とあるのは、「

役員及び職員並びに地方競馬に關係する都道

府県又は指定市町村の職員」と、同条第八号中

「中央競馬」とあるのは、「地方競馬」と、第二

十四条中「規約」とあるのは、「業務方法書」と、第二十六条第四号中「地方競馬の競走(都

道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する

海外競馬の競走を除く。以下同じ。)」とあるの

は、「中央競馬の競走」と、「又は地方競馬」と

あるのは、「又は中央競馬」と読み替えるものと

する。

(免許試験委員)

第四十六条 調教師又は騎手の免許試験は、協会の理事長が協会の役員又は職員及び競馬に関する業務のうちから任命した免許試験委員

が行うものとする。

競馬場を限定してすることができる。この場合

には、免許証にその旨を記載しなければならな

い。

(騎手免許試験等の報告)

第四十七条 協会は、調教師又は騎手の免許をす

る場合において、競馬の公正かつ安全な実施を

確保するため必要があるときは、当該免許に係

る業務の内容又はその業務を行うことができる

競馬場を限定してすることができる。この場合

には、免許証にその旨を記載しなければならな

い。

(地方競馬に関する決算等の報告)

第五十条 都道府県又は指定市町村は、帳簿を備

えて競馬の実施に関する収支を明記し、かつ、

これに附属する証拠書類を整備しておかなければならぬ。

(帳簿の備置き)

第五十一条 都道府県又は指定市町村は、競馬を

開催したときは、当該競馬の終了後三十日以内に、

これに掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

(各開催日における入場者の数及び入場料の一

総額)

第五十二条 各開催日における勝馬投票法の種類ごとの

勝馬投票券の発売金額、法第十二条において

準用する法第十二条第六項の規定による返

金額及び都道府県又は指定市町村の収得金額

二 前項第三号から第五号までに掲げる事項

(地方競馬に関する予算の届出)

第五十三条 都道府県又は指定市町村は、毎会計

年度における競馬の実施に関する歳入歳出の予

算を、前年度の三月三十一日までに、農林水産

大臣に届け出なければならない。

く、その変更の内容を農林水産大臣に届け出な

ければならない。

附 則 (平成三年七月二二日農林水産省令第三三号)

この省令は、平成三年八月三十一日から施行する。

附 則 (平成三年九月三日農林水産省令第三九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三年九月十六日)から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、平成三年十月一日から施行する。

第二条 及び第三条 削除

(馬主登録及び調教師又は騎手の免許に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に馬主登録を受けている者に対する当該登録の抹消及び調教師又は騎手の免許を受けている者に対する当該免許の取消しに関する第一条の十一、第一条の十二、第六条及び第六条の二(第七条の十一第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この省令の施行前に生じた事由につき、なお従前の例による。

(地方競馬の騎手の免許に関する経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に改正前の競馬法施行規則(次条において「旧省令」という。)の規定により免許を受けている騎手について、専ら調教の業務に従事している場合にあっては、改正後の競馬法施行規則(以下「新省令」という。)の規定により免許を受けた調教師と並びに同表に一号を加える改正規定は、平成十一年十二月一日から施行する。

第六条 この省令の施行の際現に旧省令第七条の九第二項において準用する第一条の五の規定により免許を受けている騎手について、専ら調教の業務に従事している場合にあっては、新省令第七条の十一第二項において準用する第一条の十四の規定により免許を受けた調教師と並みに、専ら乗馬の業務に従事している調教師又は騎手とみなす。

(登録料及び免許手数料に関する経過措置)

第七条 この省令の施行の日から平成三年十二月三十一日までの間において、法第十七条(法第二十二条において準用する場合を含む。)の規定により行なわれてはいる調教師又は騎手の免許試験は、新省令第七条の十一第二項において準用する第二条の規定により行なわれてはいる調教師又は騎手の免許試験とみなす。

きる登録料及び免許手数料の額については、第七条の二及び第七条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年四月七日農林水産省令第四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年二月二一日農林水産省令第六〇号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一月二七日農林水産省令第七一号)

(施行期日)

この省令は、平成六年一月一日から施行する。

附 則 (平成五年一一月二七日農林水産省令第七二号)

(施行期日)

この省令は、平成七年二月一日から施行する。

附 則 (平成七年二月一六日農林水産省令第七三号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年六月一五日農林水産省令第三八号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年三月一五日農林水産省令第四号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年二月三日農林水産省令第五九号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月一五日農林水産省令第六〇号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月一六日農林水産省令第九号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月一九日農林水産省令第一二号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一九日農林水産省令第五六号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年五月一四日農林水産省令第四五号)

(施行期日)

この省令は、平成十年十月一日から施行する。ただし、第一条の六第二項の改正規定及び別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日農林水産省令第五号)

この省令は、債権管理回収業に関する特別措置法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一五年八月二九日農林水産省令第三四号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月一日農林水産省令第七五号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一一月一〇日農林水産省令第八一號)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一四日農林水産省令第七六号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一四日農林水産省令第七七号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一四日農林水産省令第七八号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一四日農林水産省令第七九号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一四日農林水産省令第七一〇号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一四日農林水産省令第七一一号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一四日農林水産省令第七一二号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一四日農林水産省令第七一三号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一四日農林水産省令第七一四号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一四日農林水産省令第七一五号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一四日農林水産省令第七一六号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、債権管理回収業に関する特別措置法の施行の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月一日農林水産省令第三四号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月一日農林水産省令第七五号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月一日農林水産省令第七六号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月一日農林水産省令第七七号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月一日農林水産省令第七八号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月一日農林水産省令第七九号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月一日農林水産省令第七一〇号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月一日農林水産省令第七一一号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月一日農林水産省令第七一二号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月一日農林水産省令第七一三号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月一日農林水産省令第七一四号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月一日農林水産省令第七一五号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月一日農林水産省令第七一六号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月一日農林水産省令第七一七号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

付録第一（第七条、第四十五条関係）

様式第二号（第五十五条関係）

この省令は、競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年一月一日）から施行する。

附 則（平成二十三年八月三〇日農林水産省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年二月一八日農林水産省令第一一号）

この省令は、競馬法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成二七年九月二四日農林水産省令第七三号）

この省令は、競馬法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十一月一日）から施行する。ただし、第一条中競馬法施行規則目次の改正規定、同令本則に二条を加える改正規定並びに同令別記様式第一号及び第二号の改正規定は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成三一年四月二五日農林水産省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月七日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年九月一三日農林水産省令第二九号）抄

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和二年九月一一日農林水産省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一一月一一日農林水産省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一一月一一日農林水産省令第一二九号）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の際現にあるこの省令に

による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和元年九月一三日農林水産省令第一二九号）抄

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和二年九月一一日農林水産省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

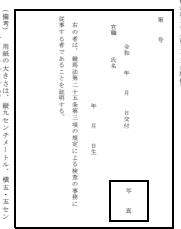
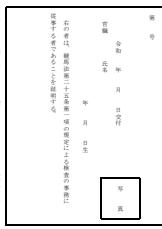
附 則（令和二年一一月一一日農林水産省令第一二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一一月一一日農林水産省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第一号（第五十五条関係）		別表第一（第二十九条関係）		別表第二（第三十三条関係）	
八億円以上 八億円未満	四億円以上 八億円未満	岩手、東京、石川、岐阜、佐賀	高知	埼玉、千葉	神奈川
四億円未満 円を超える部分の千分の三・五を加えた額	二百五万円に売得金の額のうち八億円を超える部分の千分の三・五を加えた額	二回	十九回	十五回	二十八回
四億円未満 円を超える部分の千分の二・五を加えた額	三百五十万円に売得金の額のうち二億円未満を超える部分の千分の二を加えた額	三回	二十五回	二十二回	四十三回
四億円未満 円を超える部分の千分の二・五を加えた額	三百五十万円に売得金の額のうち二億円未満を超える部分の千分の二を加えた額	四回	二十九回	二十九回	四十四回



五百四十回	五百四十回	五百四十回	五百四十回	五百四十回	五百四十回
五百四十回	五百四十回	五百四十回	五百四十回	五百四十回	五百四十回
五百四十回	五百四十回	五百四十回	五百四十回	五百四十回	五百四十回
五百四十回	五百四十回	五百四十回	五百四十回	五百四十回	五百四十回
五百四十回	五百四十回	五百四十回	五百四十回	五百四十回	五百四十回

付録第二（第七条、第四十五条関係）

付録第三（第七条、第四十五条関係）

付録第五（第七条、第四十五条関係）

付録第五（第七卷・第四十五集関係）

付錄第六（第九條第一項、第四十五條第三項關係）

（イ）

$$D = (W + \frac{1}{2}) \times R + P$$

 または
 説明：機器の運転による機器の損耗費を、運転時間によって算出する。
 右は、当機器の運転時間で運転時間は100時間の運転時間
 では、機器の運転料金は
 100時間の運転料金。
 これは、当機器の運転料金（運転時間1時間あたりの運転料金）
 が運転時間によって運転料金を算出する。
 例題：当機器の運転料金（運転時間1時間あたりの運転料金）が100円である場合、運転時間114
 時間の運転料金を算出せよ。
 解答：

$$D = (W + \frac{1}{2}) \times R + P$$

付錄第六（第九條第一項、第四十五條第三項關係）

